

『東三河後見センター』会報 第51号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 2 年 3 月 27 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

成年後見制度の利用促進は市民参加がカギ

全国の昨年 1 年間の申立件数は、一昨年より減少！

最高裁判所が平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで 1 年間の全国の成年後見制度利用の状況をまとめて、発表しました。それによると、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任の申立件数は合計 35,959 件で、前年の 36,549 件から **1.6%の減少**となりました。

昨年は、国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）が動き始めて 3 年目にあたり、全国で利用促進のための中核機関が次々と設立され始めた年です。それが、利用促進にはあまりつながっていないという結果でした。

また、成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係を見ると、親族が成年後見人等に選任されたものが全体の **21.8%**となり、これも前年より **1.4%減少**です。逆に親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは **78.2%**であり、前年より **1.4%増加**しました。基本計画で重視した親族後見人の選任割合を引き上げることは、今のところ全く進まず、逆に後退です。

何が問題か？

成年後見制度利用促進基本計画のポイントは「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」です。制度の改善は最高裁が少しずつ進めています。まだまだ本丸は遠い感じです。現場では、最も難しいのが担い手（市民後見人）の育成・活用と親族後見人の支援です。親族以外の第三者後見人等が増え続ける現状では、親族以外の担い手を増やさないと、利用促進は進みません。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の数は限られているので、あとは社会福祉協議会などの法人後見実施機関を増やすか、市民後見人を増やすかです。東三河ではすでに 5 市すべてに法人後見実施機関が存在しますので、市民参加をどのような形で実現するかが利用促進のカギとなります。

親族後見人を増やすには、親族後見人が安心して選任されるように、家庭裁判所と地方自治体・社会福祉協議会などが連携して、親族後見人を支援・指導できるようにしなければなりません。しかし、法的・制度的な対策が必要であり、まだ実現の見通しはたちません。

令和 2 年度、東三河後見センターは市民後見人養成講座を開催します

国の成年後見制度利用促進基本計画に沿いながら東三河後見センターとしてできることは、これまで実践を積み重ねてきた市民後見人養成講座の開催と講座修了者による市民後見人の育成と活用を図ることです。法人後見の事務担当者ができる市民後見人を数多く育成することです。

幸い今年度、理事の一人から 100 万円の大口寄付をいただきました。これに当法人の資産から 50 万円を加え、150 万円の「市民後見人の育成と活用」基金を設けました。これにより令和 2 年度は、他からの助成金等の有無にかかわらず、3 年ぶりに市民後見人養成講座を開催できます。定員 35 人、東三河全域から受講生を募集する予定です。ぜひ、皆様のお知り合いにもお伝えください。

新型コロナウイルスの感染状況の見通しがはっきりしませんので心配はありますが、状況の変化を見ながら慎重に実施計画をつくり、5 月 16 日（土）の第 14 回通常総会で発表できるようにしたいと考えています。

団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年は、超高齢社会の大きな節目です。75 歳でも 80 歳でも、元気で意欲のある高齢者が社会参加できる場所の一つが「市民参加の法人後見」でありたいと願い、多くの市民後見人の皆さんとともに、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所等と連携して、実践と普及を続けます。引き続きご支援とご協力のほど、よろしく願いいたします。

（代表理事 長谷川卓也）

新しい職員さん～よろしくお願ひします。～

専門職資格を活かして ～後見人への道～ 山本 達也

令和2年1月から非常勤職員として東三河後見センターで働かせていただいております山本達也です。よろしくお願ひいたします。

前職は特養で働いていました。令和1年10月末で退職して、2か月ほど孫との濃密な関係を築いていましたが、そんな折に長谷川代表から声をかけていただき、令和2年1月を迎えました。

平成29年12月発行の会報第42号に私の会員紹介の記事を掲載していただき、そこで、愛知県社会福祉士会ぱあとなあセンターという成年後見を担当する団体への入会を目指しているというような内容を書きました。お陰様で、1月下旬に開催された名簿登録研修を最後に無事終了することができました。この研修へ至る道については、会報42号に記しましたが、3年間トータルで22回のスクーリング、ほぼ毎回のレポート(事前課題)をノルマに、休まず、遅れず、ちょっとだけ居眠りしながら、最後まで行くことが出来たのは、実力ではなく、少し忍耐力が残っていたからかもしれません。

でもこれでやっとスタートラインに立ったところです。実務に就いたわけではなく、テキストと講義、グループワーク等で勉強しただけです。だから何もわからないと言った方がいいのかもしれない。事実分からないことばかりだし、この業界の用語を耳にしたり目にしたりしても、頭の中ですぐに結びつきません。

職員にさせていただいた以上、できるだけ早急に皆様方の名前を覚え、そして様々な仕組みを覚え、使える人間にならなければなりません。記憶容量が徐々に低下していくなか、今まで眠っていた脳細胞を活性化させ、法人に貢献していきたいと思っています。

最近文字を書くということが非常に少なくなってきました。特に前職場でもペンで字を書くよりは、パソコンに向かってキーボードをたたいたりして、字を書く機会が減る傾向にありました。字が書けない、思い出せない、読むことはできて、書けないなど、筆記能力は急降下してしまいました。



後見センターでは、書くことに徹しようと思い、ノートにひたすら書いています。名前や情報、忘れてはいけない大切なことを。以前だったらワードで入力して、どこかの画面に張り付けておいて、それでおしまいたったのが、書くということで時間はかかっても記憶に残り、自分の中に取り込んでおける。ノートに情報を、手帳に予定をとこのスタイルでいこうと思っています。ただ、字がきれいに書けない、そこが難点なのですが。

現在、東三河後見センターでは、27名の市民後見人の方が、52名の方の後見事務を担当しています。(令和1年末現在)他に類を見ないようなアクティブな市民後見人さん達のその姿を見て、利用者さんとの関わりやその姿勢から学ばせていただき、自分の目指す後見人像を追いかけていきたと思っています。この道には始まりはあっても、終わりのなく続いていく道なのです。

退任された市民後見人～ありがとうございました。～

市民後見人として—75 歳からの 8 年間の活動をふり返って—

田中義人

市民後見人養成研修を受講の頃

平成 22-23 年度に、東三河後見センター主催の第一回市民後見人養成研修が実施された。私の定かでない記憶では、前年度末ごろ豊川市の広報で東三河後見センターの市民後見人養成研修に関する記事を見つけ、説明会に参加した。市民後見人！私にも出来そうだ、少しはお役に立てるかと思い、早速応募した。

この研修は、当初 31 名でスタートした。全課程が終了した後、東三河後見センターの法人後見の担当としての活動を希望する全課程修了者には面接審査が行われた。最終的に、18 名が東三河後見センターの市民後見人名簿に登載され、名簿は名古屋家庭裁判所豊橋支部へ提出された。

私、40 年余の勤務（国立大学等で物理分野の研究・教育に専念）を終え、65 歳で退職。長年、社会参加がほぼ皆無の私、退職後は、全く違う環境で、地域の中で活動したいと思考していた。先ずは、ボケ防止のために、難易度がそこそこの宅建取引士、次いで社会保険労務士資格取得を目指した。合格はしたが、全くのペーパー宅建取引士・社労士に終始。また、十二分にある時間を活用し、50 歳過ぎに始めた太極拳に精励、健康太極拳講師（市内 2・他 1 教室）をするなど、ボケ防止に努め、幸にも心身とも健康で 60 代後半を終了した。

いよいよ華の 70 代と思いきや、4 月下旬の私の誕生日 3 週間後に、45 年間連れ添った女房が、持病悪化・急変で呆気なく他界。その 10 ヶ月後、5 歳年長の親友・心の友が逝去。心身ともに衰弱し、最悪の 70 年代初頭の 1 年であったが、年末になって隣接の〇市の私大に新専攻設置が認められ、翌春 4 月から専攻主任として 4 年間勤務することになった。

私にとっては、今までとは全く異なる雰囲気の学園と学生達ではあったが、8 割強は孫の年代の女子学生、新鮮な気持ちで楽しく勤務し、心身とも癒やされ健康回復。

東三河後見センター当該研修の開始は、勤務 3 年目に当たり、研修は主として週末に実施されたので、無理なく全課程を修了することが出来た。座学やグループ討論についての記憶は殆ど欠落しているが、施設（グループホーム）実習は楽しかった。平成 23 年 12 月 OJT がスタート。福住幸子様のご指導のもと、2 名の高齢者の施設訪問、本人・親族との面談、金融機関や証券会社での業務確認等々、8 回に亘る OJT を終了、謝謝。

受任 1 件目 OJT から引継ぎ、特別障害給付金申請のお手伝いも

OJT で面談した特養入居・後見類型で心身の状況が安定し問題が少ないと思える 91 歳女性を担当することになり、平成 24 年 6 月初め福住幸子様から引継ぎ完了、市民後見人活動をスタートした。

ペーパー特定社労士の私でも、何か役立つことがあればと思っていた矢先、当月中旬に成年後見人 I 氏から、後見担当の A 氏に関して相談を受けた。20 代の学生時代に発症、当時 58 歳、精神疾患で入院中。関連資料を点検・分析し、「特別障害給付金」支給申請を行い、9 月中旬支給決定。

初めて後見担当した H さんは、5 年後に老衰でご逝去。本人の体調の悪化を予測し、予め施設の担当者と有事の際の対応を協議・準備していたので、大過なく葬儀（略式）、納骨・永代供養等を完了。死後の諸手続き代行。遺族への相続財産の引継ぎ（資料等郵送）をもって全ての後見事務を終了した。

受任2件目 不動産売却で厳しい収支を乗り切る

社協の自立生活支援を受け自宅で独居生活していた高齢の女性Sさん、平成24年2月にG市のグループホームに入所。社協の支援を引継ぎ、9月に後見申立て・支援開始。社協から預金通帳を引継いだら、他の情報はほぼ皆無。当時、市中の金融機関では後見制度への理解・認識は希薄であり、後日見つかった預金通帳2通（預金額～500円）の解約に多大の時間を浪費した。当人の居住していた不動産の権利関係を調べ、10年前に死去した実姉との共同所有であることが判明。幸い、当人に持ち分を贈与するとの遺言書があったので、法務局で当該不動産の変更登記を行った。当人の施設経費等の支出が年金収入に比して過大であり、以後の収支を思考し、当該不動産を売却。しかし、依然として厳しい本人予算収支を考慮し、昨年11月末、G市の特別養護老人ホームに転居。後顧の憂いなく？本年1月G市在住のNさんに当人の後見業務引継完了、謝謝。

受任3件目 運転免許証を返納し市民後見人を卒業！

平成25年5月、T市・有料老人ホーム居住の高齢の女性Tさんの後見を担当。当人は、40年余国公立病院に勤務（助産師）していたが、退職後の独居生活で心身とも健康喪失の状態になり、施設入居・後見申立てに至った。施設入居後、規則正しい生活・飲酒癖の中止等が効を奏し、徐々に心身の状況が改善され、落ち着いた日々を送れるようになった。

一方、永年に亘る助産師経験から、周りの人々の不潔な振る舞い・愚劣な言動に過敏に反応。ストレスを蓄積しない様、ほぼ隔週に施設を訪問し毎回1時間余り当人の話し（専ら聞き）相手を努め、買物のお供や季節毎の花見等でストレス解消に協力。平成29年3月、加齢により要介護度が2に増大したが、特に難渋することもなく日々穏やかに過ごしていた。所が、昨年7月始めに居室内で転倒し大腿部骨折。自力移転・移動が困難となり、車椅子生活。10月末、総合的な医療・介護サービスが受けられる医療法人・有料老人ホームへ転居し、行き届いた介護支援を受け、健やかに過ごしていた。しかし、12月9日夕刻に容態が急変し死去した。葬儀（喪主：身元引受人・甥）、納骨・永代供養、死後の諸手続き代行、相続財産引継ぎを終え、本年1月中旬に後見業務を終了。この際に「元気で無事故の内に運転免許証返納」を実行。これを機に、後見人を卒業させていただいた。

身上監護に努めてこそその市民後見人

通常の後見等業務、相続、登記、不動産売買等で特に困惑することはなかったが、ほろ苦い思い出がある。5年前、私より2歳年長の虚言癖のある男性の補助担当。申立て後、実情把握や戸籍調査等を行い、就職時事務報告を終了。しかし、当人と相性が最悪で、担当を職員K氏に交替してもらった。長谷川代表「職員は相手を選べない」の言に脱帽。

後期高齢者の私にも出来ることで社会参加し、少しでもお役に立てればとの想いで、続けてきた市民後見人、楽しくあっという間の8年間だった。財産管理は良識を持って行えば大過なし、身上監護に努めてこそ市民後見人です。

担当してきた皆様、感情豊かで、素敵な文化的・歴史的背景を持った人生の先輩。同じ会話が繰り返されても、気にせず、明日は我が身と思い、穏やかに接してきました。加齢によって認知症や難聴が進むと、会話も殆ど成り立たなくなるが、皆さん「寂しい、想いをいっぱい話したい・表現したい」と願っています。穏やかに、やさしく、粘り強く接して下さい。

長谷川代表はじめ職員の皆様、市民後見人の皆様、大層お世話になりました。皆様のご健勝と、益々のご活躍を祈念し、お礼の言葉と致します、謝謝



研修報告～「自己研鑽」の旅～

文責：工藤 明人

「自己研鑽？」

会報 50 号でも少し紹介しましたが、今年度も様々な団体が主催している研修会に参加してきました。研修の報告をこの会報ですることとなり、題名は「自己研鑽の旅」としました。お堅い題名ですが、当法人には、社会福祉士をはじめとする有資格者が在籍しています。そうした有資格者である専門資格者が所属する多くの職能団体は「自己研鑽に励みましょう。」と奨励しています。社会福祉士の倫理綱領・行動規範にも「専門性の向上」の中で、「社会福祉士は、最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育、研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。」ことを規定し、「社会福祉士は、研修・情報交換・自主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。」と様々な分野との情報交換を行ない、あらゆる機会を利用して、研修に参加し、常に積極的に自己研鑽に努めることを要請しています。今回は、二つの研修会の内容を、報告します。

報告 1. 主催：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための双方向参加型研修会 2020

『障害をかかえる女性への支援—嵐の後を生きる「彼女たち」へのソーシャルワーカー』

1) 研修日程 2月13日(木)～14日(金) 2) 場所 新大阪丸ビル別館

3) 登壇者 *大嶋栄子さん 特定非営利活動法人リカバリー代表 (1日目 基調講演・鼎談)
*森久智江さん 立命館大学法学部教授 (1日目 鼎談) *水藤昌彦さん 国立のぞみの園参事/山口県立大学社会福祉学部教授 (1日目 鼎談) *原田和明さん 大阪手をつなぐ育成会 (2日目 分科会) *木下大生さん 武蔵野大学 (2日目 分科会)
*皿山明美さん 国立のぞみの園 (2日目 分科会)

4) 感想等

この研修は、私が司法と後見事務の課題にぶちあたった 2015 年の国立のぞみの園主催の中央研修を修了してから継続的に参加している研修です。一日目の大嶋栄子さんの基調講演では、様々な被害体験を背景にもち、その 8 割が薬物等のアディクション (のめりこんでしまう。依存症) で、大半が発達障がい、知的障がい、複雑性 PTSD が重複している女性たちに対する支援についての取り組みの報告。通過型の支援としつつ包括的な支援の仕組みを構築することで各々の「暮らし」を安定させて社会の中に自分の居場所を見出していくプログラムを開発していくこと、依存症に至る背景や、回復に必要な視点を教示していただいた。特に「親密圏」という言葉がとても印象に残った。「親密圏」とは、自助グループに見受けられる出入り自由な空間と、同じ境遇、困難性をもつ人、共有できる時間と同じ困難性を抱えた人の集まり、社会的困難にある者同士の配慮のある空間のことを意味する。この「場所・空間」「時間」「困難性」を共有することにより、「共通性」「共同性」と言った「共に」という気持ちが芽生え、それが「暮らして」いく事に結びつき回復のためにはとても重要になるとのこと。また、「ピアスタッフ」が支援者としているが、最奥の体験を語ることでできるピアスタッフ＝体験者の存在は大きい。

二日目は「地域で支えること」というテーマの分科会に参加。意思決定支援を念頭におき、事前に提供された地域にある 2～3 事例を 5 人ぐらいの小グループで検討し、触法行為のある人の地域における支援の共通した課題を見出し、解決の糸口をさぐった。

事例検討と各グループ発表から、本人を中心とした支援の組み立てや、本人との関わりの距離感の取り方についても再考できた。司法と福祉の連携が強調されているが、福祉の支援は本人を支持していくことで、福祉が関わったことにより、どの程度再犯が少なくなったのかという検証も必要だと思った。最後に、この分科会の進行者である、原田さんが実際に書かれている「更生支援計画書」を参考に、計画書のレクチャーがあった。その中で「再犯をしないという自己決定を支える」ことは福祉が担う部分であり、自らの生きづらさを自ら自覚できるよう促す支援が重要となる。「更生支援計画書/意見書」は、刑罰を軽くするものではなく、社会における更生 (生活) を支援する目的で作成し、裁判や少年審判においては、情状証拠として提出するものになる。犯罪をしない生活を送る (更生する) という自己決定を促すための計画を示したもので、本人の依頼 (承諾) を得

て作成する。そのためには、本人を中心とし、様々な支援者が本人を取り巻くように支援できる輪型支援を展開していくこと。チームで支援していくことの重要性も再確認できた。

報告 2. 主催：全国権利擁護支援ネットワーク

第 11 回全国権利擁護支援ネットワーク全国フォーラム

- 1) 研修日程 2月15日(土)～16日(日) 2) 場所 同志社大学臨光館
- 3) 1日目 セッション1「意思決定支援の制度化は可能か」、アドボカシー・オブ・ザ・イヤー2020 (AOY) 授賞式、懇親会
- 2日目 セッション2「独自の地域づくりは可能か」、10年の振り返り、閉会后総会
- 4) 登壇者等
- | | |
|-----|--|
| 1日目 | * Joanne Taylor さん(Nidus/カナダ) * 諸哲雄さん(漢陽大学校 法学専門大学院教授/韓国) * 佐藤彰一さん(全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大学法学部教授・弁護士) * 山口正之さん(萩・長門成年後見センター理事長・弁護士) Aoy 受賞者 * 山田 優さん(福島県被災地における障害福祉サービス基盤整備事業アドバイザー派遣事業 事務局総括コーディネーター) |
| 2日目 | |
- * 川端伸子さん(厚生労働省 社会・援護局成年後見制度利用促進室専門官)
* 朴仁煥さん(仁荷大学校、法学専門大学院、教授/韓国) * 永田祐さん(同志社大学社会学部教授) * 平野隆之さん(日本福祉大学社会福祉学部教授 日本福祉大学福祉社会開発研究所長・権利擁護研究センター長)

5) 感想等

全国権利擁護ネットワーク全国フォーラムは、当法人が、全国権利擁護支援ネットワークに正会員として加盟していることから、興味深いテーマごとに参加しています。

一日目は、「意思決定支援の制度化は可能か」をテーマに、それぞれの登壇者が「意思決定支援」について取り組み等を報告しました。意思決定支援の法律が整備されている唯一の州である、カナダブリティッシュコロンビアからの報告や韓国では成年後見制度から、意思決定支援制度へ舵取りが始まっていること。意思決定支援はありのままを受け入れる受容のことを意味する「自己領域の尊重」を前提に構造化されつつあるようです。佐藤さんは、「意思決定支援が可能か」を成年後見制度にある代行決定との関係で整理され、代行決定をするのは、支援者側に本人の意思をくみ取る能力がないから代行決定をしているのではないかと感じました。また、最近の各領域から報告されている意思決定ガイドラインと日本独自の意思決定支援としての日常生活自立支援事業や西宮市の社会福祉協議会が実施している「西宮方式」という意思決定支援の取り組みを紹介されていました。AOY(アドボカシー・オブ・ザ・イヤー)受賞者の山田さんは長年にわたり障がいのある方の生活、生き方に寄り添われ、地域生活移行や福祉避難所の仕組みに携わってこられました。山田さんからの「『聴ける』支援者になれるか?」という問いかけは、支援者として常に意識していく必要があるなと感じました。

二日目は、「独自の地域づくりは可能か」をテーマにパネルディスカッションがありました。

川端さんからは「地域における中核機関の整備と地域共生社会」と題して、成年後見制度の利用に関する法律とその基本計画といった厚生労働省の動向と市町村福祉計画との関連について報告され、中核機関として動き出している地域の紹介がされました。成年後見利用促進は共生社会を実現させる方法の一つで、権利擁護支援の地域連携ネットワークにより声をあげられない人に対する、地域の気づきや受け止める力を醸成させ地域の支援力が高まると感じられました。永田さんからは、地域福祉の研究者の立場で、「地域共生社会における権利擁護支援」と題して、包括的な支援体制としての権利擁護支援については、自ら声をあげることができないなど、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援に結びつける一連の流れを重視した体制整備をしていくためには、成年後見制度だけでは、ネットワークが限定されるため、利用促進と包括的な支援体制の構築を一体的に進める必要がある。朴仁煥さんは、「韓国精神障害者の地域社会復帰を巡る課題」として韓国の精神障害者を巡る社会的状況の報告がありましたが、1日目の意思決定支援の話題にふれ、意思決定支援は、社会的弱者のためのユニバーサル・デザインとして意思決定支援の仕組みがあるべきとの感想を語られました。

自分自身が関心事にしている「意思決定支援」([2015/1/10開催 第5回成年後見ミーティング「意思決定支援について」](#) [工藤資料](#))について様々な視点で捉えなおすことができた。

令和元年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和2年3月23日現在)

正会員費納入者（敬称略）54名

- ・古川伸・高柳大太郎・足立和男・山本達也・中村成人・荻邦子・鈴木光子
- ・二村良子・齋藤尚・武重傳・影山恒太・田中義人・五十嵐光子・近藤由美子・細野京子
- ・彦坂敏・工藤明人・岡本守・小野晴美・星野裕・花田玲子・今泉全勝・石原香・本多啓枝
- ・緒河睦子・田中幸一・上江富士夫・福住幸子・中島由恵・水野美和代・高森陽一郎
- ・古瀬修・池田進・杉浦弥生・神谷典江・丸山智子・舟越正行・村川賢一・長坂宏
- ・大嶽理恵・今泉博充・倉本秀子・金田貴子・豊田和浩・水野遠次・小林佳子・杉山智子
- ・西川邦輔・梅田大己・藤田慎・飯星睦生・長谷川卓也・井上裕一・工藤たか子

賛助会員費納入者（敬称略）62名

- ・磯村隆樹・中野正二・藤井幸夫・鈴木義雄・金沢富雄・三浦正博・都築昭吉・足木充邦
- ・水野登代子・樋口茅子・杉原昌博・八木憲一郎・日比修治・清水則子・河合康隆・山本幸恵
- ・山口純子・小川祐子・藤倉陽子・北村隆信・山口はるみ・伊藤文則・彦坂ケサエ
- ・夏目みゆき・森岡真司・工藤栄・齋藤啓治・吉本京子・木下義勝・金澤良雄・長谷川泰子
- ・北沢悦子・大林充始・豊田弘子・寺部敦子・中谷芳孝・伊与田千鶴子・渡邊勝弘・岡本由紀子
- ・朝倉保・加藤正則・加藤明代・藤田裕子・渡部耕二・中村八重子・廣永義昭・津田匂子
- ・前本好江・佐々木宏直・佐々木直子・多々内崇文・丸山博子・内藤加代子・横田和子
- ・新村知弘・森下林之丞・二重勝吉・室田満秋・寺田順子・近田覚・山崎晴代・高橋正

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）5法人

- ・豊川市知的障害者育成会・豊川市医師会・むつみ会・蒲都市社会福祉協議会・(株)コーラル

寄付者（敬称略）42名

- ・足立和男・山本達也・中村成人・荻邦子・鈴木光子・二村良子・野呂壽海雄・夏目滋・秋田誠二
- ・松下啓子・田中義人・伊東弘子・岡本みち子・池田敏晃・池田知浩・舟木理恵・山本範正
- ・北村隆信・岡本守・小野晴美・村川賢一・星野裕・北沢伊・齋藤歯科医院・小林修・石原香
- ・勝見康夫・福住幸子・朝倉由恵・加藤正則・加藤明代・渡部耕二・古川伸・吉橋利弘
- ・都築ゆかり・近藤由美子・工藤たか子・本多結城子・梅田大己・池田進・五十嵐光子・古瀬修

東三河後見センターの今後の予定(4月～6月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9時15分～午前11時
場 所 豊川商工会議所1階 第2会議室

4月14日 事務局会議 13:30～ 事務所内

4月23日 法人監査 19:00～ 事務所内

4月24日 臨時理事会 18:30～ 第2会議室

5月16日 第14回通常総会・講演会 ※同封のお知らせをご確認ください！！

13:00～通常総会 14:30～講演会 豊川商工会議所 AB ホール

6月9日 事務局会議 13:30～ 事務所内



認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和 2 年 3 月 23 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 31 年 3 月 31 日現在	57	21	13	1 (保佐)	92
受任者数 (平成 31 年 4 月～)	11	3	1	0	15
終了 (平成 31 年 4 月～)	5	2	2	0	9
令和 2 年 3 月 18 日現在受任	63	22	12	1	98

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	0 名	任意後見人	0 名	任意契約終了者	1 名
----------	-----	-------	-----	---------	-----

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	18 名	6 名	3 名	7 名	0 名	0 名	0 名	34 名
知的障がい者	21 名	4 名	11 名	2 名	1 名	13 名	2 (岡崎市)	54 名
精神障がい者	4 名	0 名	4 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	10 名
合計	43 名	10 名	18 名	9 名	1 名	14 名	3 名	98 名

★市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	13 名	1 名	1 名	15 名
知的障がい者	24 名	8 名	4 名	36 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	37 名	10 名	5 名	52 名

市民後見人 25 名の方が上記表の 52 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 23 日現在)

正会員費納入者： 54 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 67 人

(法人賛助会員 5 含む)

認定寄付者人数 102 人



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☞

★愛知県より令和 2 年 2 月 13 日～令和 7 年 2 月 12 日までを有効期間とする認定 NPO の更新をすることができました。(令和 2 年 1 月 14 日付)ご支援・ご協力ありがとうございます。

編集後記

新型コロナウイルスの影響が各方面に及んでいます。本号の編集にも様々な会議、研修会の延期・中止の要請がされています。今回の新型コロナウイルスは私たちの「あたりまえの生活」、「通常の暮らし」に影響を及ぼしつつあります。制約されて気づく前に、今一度、「平穏さ」「生活」、「暮らし」をみつめなおしたいと思います。

時節柄、みなさまご自愛ください。

(編集:工藤明人)